

栄町と住宅金融支援機構が連携

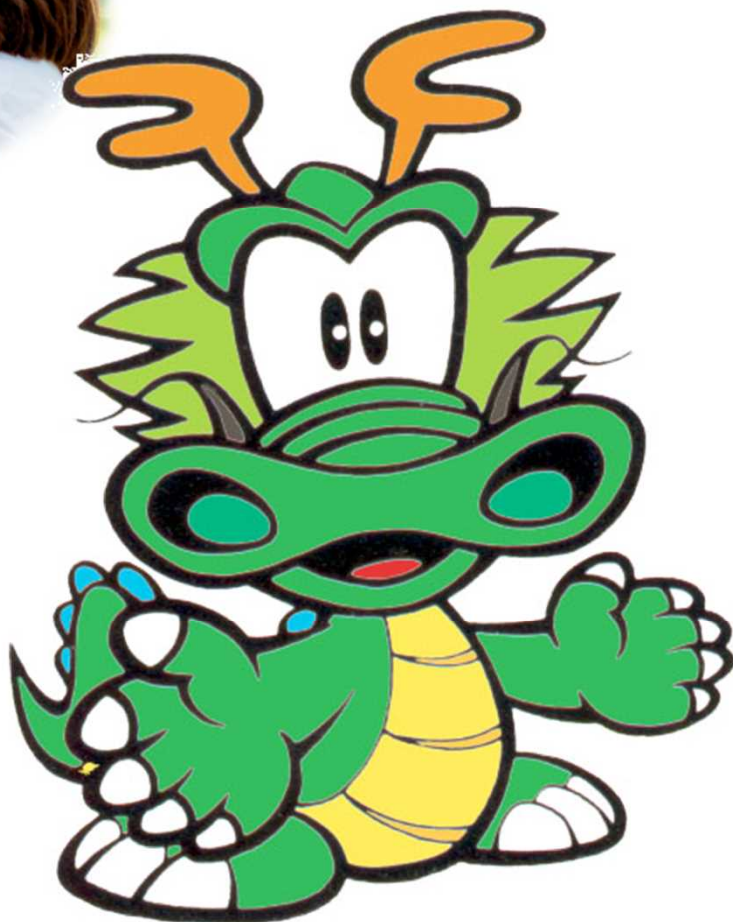
令和元年8月版

www.flat35.com



マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

いま
子育て中
の方に！



龍夢（ドラム）
（栄町イメージキャラクター）

当初5年間の
借入金利

年**0.25%**引下げ

【フラット35】Sとの併用で、

当初5年間 年**0.5%**引下げ

【フラット35】

子育て支援型


※【フラット35】子育て支援型は、子育て支援に積極的な地方公共団体のマイホーム取得に対する補助金交付などの財政的支援とセットで、
【フラット35】の当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げる制度です。



【ご相談窓口】

○【フラット35】子育て支援型利用対象証明書
栄町定住・移住奨励金

まちづくり課 ☎ 0476-33-7719

【フラット35】に関するご相談は  住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

ハロー フラット35
0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420(通話料金がかかります。)

(2019年8月現在)



長門川水門



ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる
水と緑のふるさと さかえ



栄町で利用できる
【フラット35】子育て支援型はこちら



栄町定住・移住奨励金

【対象者】

- ・町内に住宅を新築または購入した方（相続または贈与による取得を除きます）
- ・栄町の住民基本台帳に記載されている方
- ・町税を滞納していない方（世帯員全員）
- ・対象住宅に3年以上継続して居住する方

【奨励金額】

- ・町外から転入し住宅を取得した方に20万円
- ・町内の方が既存住宅を建替えた場合（解体撤去し住宅を取得）10万円
- ・町内の方が住宅を取得した場合5万円

※申請期限は、住宅を取得（登記完了後）してから6か月以内です。

栄町に転入し住宅を購入した場合の例

定住・移住奨励金

20万円



移住者子ども
加算金

中学生以下1人
につき10万円



【フラット35】

子育て支援型（若年子育て）

【主な要件】

- ・栄町外から栄町に転入すること
- ・補助申請者の年齢が栄町への転入日時点で満50歳未満であること
- ・栄町への転入日時点で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある現に同居し扶養する子が一人以上あること
- ・「移住者子ども加算金」を利用し、その額が10万円以上であること

金利の引下げ内容

金利の引下げ期間

金利の引下げ幅

当初 **5** 年間 年 **0.25%**
※【フラット35】Sとの併用で、
当初 **5** 年間 年 **0.5%** 引下げ
となります。

※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項> ●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、令和2年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用にあたっては、地方公共団体の実施する補助金交付などの対象であることを証明する「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。このほか、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客さまコールセンターまでお問い合わせください。【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、借換融資には利用できません。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間年0.25%引き下げる制度で、当初10年間金利を引き下げる【フラット35】S（金利Aプラン）と当初5年間金利を引き下げる【フラット35】S（金利Bプラン）があります。【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます。【フラット35】借換融資には利用できません。令和2年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】Sのご利用にあたっては、取得する住宅が、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。●【フラット35】は投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。